

八幡浜市中学校部活動地域展開検討委員会設置要綱

〔 令和 7 年 7 月 1 1 日 〕
〔 教育委員会要綱第 4 号 〕

(設置)

第 1 条 八幡浜市立中学校の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的に、部活動の地域展開に関し、必要な事項を調査、検討及び協議するため、八幡浜市中学校部活動地域展開検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動の地域展開の在り方に関すること。
- (2) 持続可能な地域連携・地域クラブ活動の環境整備等に関すること。
- (3) 総合型地域スポーツクラブの設立に関すること。
- (4) その他部活動の地域展開に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 八幡浜市立中学校の代表者
- (3) 八幡浜市 P T A 連合会の代表者
- (4) 八幡浜市スポーツ協会の代表者
- (5) 八幡浜市スポーツ推進委員会の代表者
- (6) 八幡浜市スポーツ少年団の代表者
- (7) 八幡浜市文化協会の代表者
- (8) 総合型地域スポーツクラブの代表者
- (9) 民間スポーツクラブの代表者
- (10) 行政関係者
- (11) その他教育長が必要と認める者

3 前項の規定にかかわらず、必要に応じて前条の所掌事項に係る指導助言が可能なアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて、副委員長及び必要と認める委員を招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に、第2条に規定する所掌事項をより詳細に調査、検討及び協議を行うため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営については、第5条及び第6条の規定を準用する。
この場合において、同条中「委員長」とあるのは「座長」と、「副委員長」とあるのは「副座長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキンググループの庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月11日から施行する。